

## ★民法（相続関係）改正の動向（その2）

相続・贈与の概念の基本となる民法について7月12日に法務省民事局から「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集が行われ、その結果が10月19日に公表されました。

意見募集の結果、配偶者の相続分の見直しについては反対意見が多数を占め、10月18日開催の法制審議会民法（相続関係）部会第14回会議において大幅修正を行う方針を固めました。今後、審議会での議論を重ね、平成29年中に要綱案のとりまとめを目指しています。（長掛栄一）

## ◎パブリックコメントによる意見募集の結果

※中間試案の内容については平成28年7月29日付発行の[OSA通信第70号](#)をご参照ください。

項目	意見募集の結果
配偶者の居住権を保護するための方策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 短期居住権の新設 配偶者の居住の安定に資するとして賛成する意見が大勢を占めました。</li> <li>2. 長期居住権の新設 配偶者の居住権保護の観点から賛成する意見と、財産評価の困難性等を理由に反対する意見とに分かれました。</li> </ol>
遺産分割に関する見直し	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配偶者の相続分の見直し 配偶者の相続分を引き上げる方向で見直しをすることに反対する意見が多数を占めました。</li> <li>2. 可分債権（預貯金債権等）の遺産分割における取扱いの見直し 可分債権を遺産分割の対象に含めることについては、賛成意見が大勢を占めました。遺産分割時までの権利行使を認めるか否かについては、原則としてこれを認める案と原則としてこれを禁止する案とで意見が分かれました。</li> </ol> <p><b>★関連する最高裁の動き</b> 預貯金等については、相続実務においては遺産分割の対象として取り扱われていますが、これまで判例においては遺産分割の対象としない（法定相続分で当然に分割される）ものとされてきました。 しかし、預貯金を対象とした遺産分割審判の上告審が平成28年3月に最高裁大法廷に回付され、10月19日に双方の意見を聞く弁論が開かれました。弁論が開かれた場合、これまでの判例が見直されることが多く、早ければ年内にも決定が出る見込みです。この決定が民法改正に与える影響は大きいものと考えられます。</p>
遺言制度に関する見直し	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自筆証書遺言の方式緩和 財産の特定に関する事項を自書でなくともよいこととする点については、賛成意見が多数を占めました。</li> <li>2. 自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言保管機関を設ける） 賛成意見が多数を占めたが、反対意見や更なる検討を求める意見もありました。</li> </ol>
遺留分制度に関する見直し	<p>減殺請求権の行使によって生ずる権利を原則金銭債権とする点については、賛成意見が多数を占めました。</p> <p>受遺者又は受贈者の意思表示により、金銭債務の支払に代えて遺贈又は贈与の目的物の返還を認める制度については、裁判所の裁量により目的物の内容を定めることとする案に賛成する意見が多数を占めました。</p>
相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	<p>相続人以外の者の介護等の貢献を考慮して、相続人に対する金銭請求を認める考え方については、当事者間の公平に資するとして賛成する意見と、相続に関する紛争が複雑化、長期化するとして反対する意見とで意見が分かれました。</p> <p>賛成意見においては、貢献の対象となる行為を無償の労務の提供に限定する案に賛成するものが比較的多くありました。</p>